



■ 公的無料相談ガイドライン ■

神奈川県行政書士会 湘南支部

会員の皆さんは日々の業務活動の中で、依頼主から許認可を始め権利義務に至るまで、様々な相談を受けていることと思います。

神奈川県行政書士会湘南支部（以下「湘南支部」といいます）では、その中の暮らしに関わる法務相談を藤沢市、茅ヶ崎市及び寒川町のご賛同を得て、市町の無料相談として定期開催するとともに、湘南支部自らが主催する街頭や駅頭での無料相談も行っています。

このガイドラインはそのような公的無料相談における指針を定めたものです。そこには日々の業務における通常のものとは異なったルールがあります。皆さんにはそのルールを知っていただき、今後の取り組みに役立てていただくとともに、積極的な相談員への参加をお願いしたいと思います。

公的な相談とは

公的無料相談とは、二市一町（藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町）や官公署その他商工会議所又はそれに準ずる組織が主催する無料相談及び湘南支部が主催する無料相談を指します。

私たち行政書士はこれらの主催者に協力して、主催者から依頼された相談員として相談者と面談します。

したがって、公的無料相談を行政書士という個人事業主が営業活動を行う私的な場として捉えるのは誤りです。そこは、地域住民の利益を図る公的な場であり、また、このような活動を通じて行政書士という資格を広く知ってもらうための場でもあります。こうした無料相談の趣旨を正しく捉え、実践していくことが、ひいては行政書士全体の利益にも結び付いていくことになるのです。

相談の種類

藤沢市

暮らしの
法務相談

無料
相談会

茅ヶ崎市

暮らしと
事業の相談

無料
相談会

寒川町

行政書士
相談

無料
相談会

- 藤沢市役所市民相談課市民相談室において毎月第2金曜日に開催
- 茅ヶ崎市役所市民相談課市民相談室において毎月第4月曜日に開催
- 寒川町役場町民課別館2階相談室において毎月第4水曜日に開催
- 湘南支部主催の無料相談会を各市町において毎年1回ずつ開催

講習会と登録

湘南支部では無料相談の相談員登録のための講習会を開催しています。

相談員になるには、この講習会を受講する必要があります。相談員登録を希望する会員の方は必ず受講してください。

講習会を受講し、相談員登録届出書を提出した方が支部の相談員候補者名簿に登録されます。

登録の有効期限はありませんが、登録後もできるだけ講習会を受講してください。

支部では毎年、相談員候補者名簿の中から地域やキャリア等を勘案して各市町に相談員を推薦します。